

シンポジウム

自治体と弁護士連携

児童虐待防止のためにできること



仁藤夢乃さん

女子高生サポートセンター Colabo 代表

音喜多駿さん

東京都議会議員・こども@ホーム推進委員会事務局長

斉藤幸芳さん

豊島区虐待対策コーディネーター・元児童福祉司

鈴木秀洋さん

文京区男女協働子育て支援部/男女協働・子ども家庭支援センター担当課長

川村百合

東京弁護士会所属弁護士

2016年 **4**月 **7**日(木)

18時から20時まで (17時30分開場)

弁護士会館2階 講堂クレオA

参加無料
予約不要

自治体と弁護士の連携

児童虐待防止のためにできること

2016年4月7日(木)

18時から20時まで
弁護士会館2階 講堂クレオA

子どもの代理人という立場で関係機関と協力して活動しており、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして弁護士(会)も規定されていますが、実際には弁護士がメンバーになっているとは限りません。東京では、児童相談所に非常勤弁護士が配置され、月に2~数回程度相談対応する制度が始まっていますが、必ずしも十分とは言えず、また子ども家庭支援センターとの関係ではこのような制度はなく、弁護士に相談できる体制になっている子ども家庭支援センターは多くはありません。そのような中で、子ども家庭支援センターからは、専門性のある弁護士の力を借りたいという声も聞こえているところです。

このシンポジウムでは、JKビジネスに巻き込まれる女子高校生の支援活動を行っている仁藤夢乃さんから、子ども支援の現場において感じる福祉機関や弁護士を含む専門家の対応の問題等についてお話しいただいた上で、パネルディスカッションの中で、児童相談所、子ども家庭支援センター、弁護士、そして児童福祉行政をよくするには政治の力も必要なことから都議会議員も加わって、それぞれの立場からあるべき自治体と弁護士との連携について議論します。

児童虐待に関しては、都道府県が児童相談所を、市区町村が子ども家庭支援センター等の担当部署を設置してこれに対応し、弁護士は、保護を必要としている子どもの代理人として活動しています。児童相談所と子ども家庭支援センターは、本来、連携して子どもの保護に当たることになっていますが、個別のケースにおいては、双方の方針が対立することもあり、必ずしも常に一致協力して対応できているとは限りません。一方、弁護士は、個別のケースにおいて、

基調講演：

仁藤夢乃さん 女子高生サポートセンター Colabo 代表

パネルディスカッション：

《パネリスト》



仁藤夢乃さん

女子高生サポートセンター Colabo 代表



音喜多駿さん

東京都議会議員
こども@ホーム推進委員会事務局長

斉藤幸芳さん

豊島区虐待対策コーディネーター・元児童福祉司

鈴木秀洋さん

文京区男女協働子育て支援部/男女協働・子ども家庭支援センター担当課長

《コーディネーター》

川村百合

東京弁護士会所属弁護士

日比谷線・丸ノ内線「霞ヶ関」駅 B-1b 出口
有楽町線「桜田門」駅 徒歩7分
JR「有楽町」駅 徒歩15分



主催：東京弁護士会 自治体連携センター
お問い合わせ：業務課(担当：山岸) TEL 03-3581-2235
<http://www.toben.or.jp/bengoshi/jichitai/index.html>